

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人 日本建設情報技術センター（以下「この法人」）が公益目的を達成するために各種の相談、助言、指導その他の支援（以下「相談等の支援」）を行う場合において、相談等の支援に携わる者（以下「指導者」）の選定に関する基準を明らかにすることで、指導者の能力を担保し、公益目的を達成するに相応しい相談等の支援の品質確保を目的とする。

(適用範囲)

**第2条** この規程は次の場合に適用する。

- (1) 建設工事の品質確保促進に関する相談等の支援を行う場合
- (2) 建設技術の向上に関する相談等の支援を行う場合
- (3) 優れた建設技術の発掘、普及又は活用に関する相談等の支援を行う場合
- (4) その他この法人の公益目的を達成するために必要な相談等の支援を行う場合

(指導者の資格)

**第3条** この法人が実施する相談等の支援における指導者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) この法人の理事、評議員又は監事である者
- (2) 理事会の決議に基づき選任されたこの法人の顧問である者
- (3) 建設業に関する公益法人又は非営利法人の職員である者又は現役員である者
- (4) 建設行政又は社会インフラに関する研究活動を10年以上行い、教育又は研究機関に所属している学識経験者又は所属していた学識経験者
- (5) 次条の規定により上席調査役に認定された者
- (6) 第5条の規定により調査役に認定された者

(上席調査役の認定)

**第4条** この法人の設立趣意及び各事業方針に則り、公益目的を達するに十分である知見、経験、経歴及び実績を保有している者として、この法人の理事又は評議員が推薦するもので、次の各号のいずれかに該当するものは、理事会において出席理事の3分の2以上の承認を得て、この法人の上席調査役としての認定を受けることができる。

- (1) 建設業に関する国家資格の1級を保有する者
- (2) 建設業に関する民間資格（当該資格の品質が適正に確保されていると当法人が認めたものに限る）の1級相当を保有する者
- (3) 国土交通省所管新技術情報提供システムの登録申請に関する実務経験を有する者
- (4) 建設業における施工又は設計実務経験が10年以上の者
- (5) 建設事業者向けコンピュータソフトの企画開発に携わった経験が10年以上の者
- (6) 会計、税務又は法務の国家資格を保有し業務経験が10年以上の者
- (7) BIM/CIM管理技士資格を保有する者
- (8) その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

**2** 前項の規定により上席調査役の認定を受けた者は、この法人が実施する相談等支援事業における指導者となることができる。

**3** 上席調査役の任期は1年とする。ただし、任期満了日の前日までに次項の規定による認定の取り消し又は上席調査役から辞任の意思表示が無い限り、任期は1年間自動更新し、以後も同様と

する。

- 4 上席調査役の任期満了前に、上席調査役の認定を取り消す場合には、理事会において過半数の承認を必要とする。
- 5 上席調査役の報酬は無償とする。ただし、上席調査役の職務遂行のために出張を要する場合は、上席調査役に対して旅費（交通費及び宿泊費）の実費及び日当3,000円の支払いをすることができる。
- 6 上席調査役は、前項に定める実費費用及び日当の受け取りを辞退することができる。

**（調査役の認定）**

**第5条** この法人の設立趣意及び各事業方針に則り、公益目的を達するに十分である知見、経験、経歴及び実績を保有している者として、この法人の理事又は評議員が推薦するもので、次の各号のいずれかに該当するものは、代表理事の承認を得て、この法人の調査役としての認定を受けることができる。

- (1) 建設業に関する国家資格の2級を保有する者
- (2) 建設業に関する民間資格（当該資格の品質が適正に確保されていると当法人が認めたものに限る）の2級相当を保有する者
- (3) 建設業における施工又は設計実務経験が5年以上の者
- (4) 建設事業者向けコンピュータソフトの企画開発に携わった経験が5年以上の者
- (5) 初級BIM/CIM技術者資格を保有する者
- (6) その他前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

2 前項の規定により調査役の認定を受けた者の職務は次のとおりとする。

- (1) 上席調査役の職務を補佐すること。
- (2) 上席調査役に事故等による支障がある場合、代表理事又は業務執行理事の承認を得て、上席調査役の職務を代行すること。
- (3) この法人が実施する相談等支援事業における指導者となること。

3 調査役の任期は、代表理事が任期を定めて調査役の認定をした場合を除き、1年とする。ただし、任期満了前であっても、代表理事が必要と認めるときは調査役の認定を取り消すことができる。

**（改廃）**

**第6条** この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

**（補則）**

**第7条** この規程の実施に必要な事項は代表理事が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成23年10月25日から施行する。

（平成23年10月25日 理事会決定）

平成24年8月6日理事会決議により一般財団を公益財団に変更して運用

平成25年4月9日理事会決議により一部改正

平成26年11月12日理事会決議により商号変更、一部改正して運用

平成28年8月4日理事会決議により指導者呼称変更、一部改正して運用

平成30年10月5日理事会決議により調査役の認定追加、一部改正して運用

2024年7月12日理事会決議により第4条(2)、(7)、第5条(2)、(5)を追加、一部改正して運用